

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第32号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年1月30日 07時00分ごろ
発生場所	阪神港神戸第6区 兵庫県神戸市所在の神戸第7防波堤東灯台から真方位235°1,850m付近 (概位 北緯34°40.0′ 東経135°16.8′)
事故等調査の経過	平成25年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	石材砂利運搬船 第十八榮福丸、494トン
船舶番号、船舶所有者等	131880、日の本海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	左舷船首船底部に凹損、プロペラ4翼に欠損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材約1,750tを積載し、船首約3.3m、船尾約5.4mの喫水で阪神港神戸第6区の埋立作業現場付近を満載状態で航行中、平成25年1月30日07時00分ごろ船底部に衝撃を受けた。 船長は、水深の確認を行っていなかった。 本船は、浸水等の異常がなかったので、航行を続け、本事故当日、入渠してプロペラ及び船体の損傷を発見した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：06時59分ごろ
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近を航行するのは2回目であった。 本事故発生場所付近は、捨て石等で水深が浅くなっていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、阪神港神戸第6区の埋立作業現場付近を満載状態で航行中、船長が水深の確認を行っていなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港神戸第6区の埋立作業現場付近を満載状態で航行中、船長が水深の確認を行っていなかったため、浅所に乗り

	揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・埋立作業現場付近を航行する際は、捨て石等で水深が浅くなっている場合があるので、水深の確認を適切に行うこと。</li></ul>